

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幡ヶ谷九〇四 電話(03)3337714 649

FAX(03)32299153 67

振替 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 東京労金本店 No.1154163

購読料 月額 600円 6ヵ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

不 飲 酒 戒

佐久間 誠……………2

「改革法承認」は継続討議

労働運動研究班……………3

—「路線転換」との発言続出の国労大会—

◇資料1 国労委員長あいさつ……………7

全面解決交渉に無条件で応じよ……………7

◇資料2 方針(案)の補強(国労大会)……………10

解決局面から解決へ……………10

◇資料3 国鉄闘争に連帯する会「アピール」(一九九八年八月二十一日)……………11

学者一三〇人が国鉄闘争に連帯……………11

政府・JR会社は俺たちを職場に戻せ……………12

—北海道闘争団連絡会議の訴え—……………12

建国五〇周年の共和国……………14

—朝鮮民主主義人民共和国の旅(中)—……………14

上野 建一……………14

読者からのおたより……………16

16

旬刊 社会通信

NO. 713

一九九八年九月二日号

一九九八年九月二日発行

(毎月一日・二日・二二日三回発行)

不 飲 酒 戒

百薬の長^aとも称される酒。だがつい先日、闘争団で定期に受診している成人病検査で、赤紙ならぬ再検査通知書が舞い込んだ。当日の検査では、眼底検査、血圧共に異状なし。しばらく音沙汰なしだったので、《今面はセーフ》と一人悦にいつていたのだが。心电图異常、高脂血症疑、肝機能障害疑：と三つも並べたてられたものだから、『こりゃあマズイ』と保健センターへ。《ウーン、そう言えば検診日の前の晩、お客さん来て家に帰ったの一時過ぎだもな》などなど反省…。

健康面では考えさせられること多々。八月一九日、留萌闘争団の佐橋忠雄さんが急逝された。五三歳。くも膜下出血で、まだまだこれからという生涯を閉じ、「解雇撤回」の闘争途上で帰らぬ人となった。全国で十二人目の闘争団員の死。また、九州でも闘病生活を余儀なくされ、生死の淵にある仲間もいると聞く。

私自身の、再検査^aでの反省でもあるが、闘争団に身をおく環境上、どうしても酒を飲む機会が多くなる。とりわけ、上京してのオルグの際などは、とき面だ。「ヤアー久し振り」でまず一杯。「お疲れサン！」でまた一杯。組織内やら、地域やら、果ては広域異動で再会する仲間やらで、交流の部のスケジュールは輻輳することとあいなる。

仲間は「せっかくく東京に出て来ているんだから」と、こちらの事を思っけて誘ってくれるのだが、入れ代わり立ち代わりではこちらも身がもたない。相手は「たまに」でも、こちらは「毎日」となる。長丁場のオルグともなると、酒の切れる日がなくなるのだ。

労働運動は酒場から始まった—とする高説を聞きながら先輩に鍛え上げられただけに、飲めない口ではないが、我が肝臓は丈夫でも一つ。

何度かそんな経験の上で、オルグ滞在先の総括会議で話した事がある。「親切に誘っけて載っているのに、申し訳ないですが、疲れてしまっけてとても身がもちません」と。以来、受け入れ先が余り誘わぬよう氣遣っけてくれる。

オルグ先で生活リズムを維持するのは、至難の業とも言える。こちらにも、断る勇氣^aも必要なのだが、受け入れ先や支援の側もなるべく酒の席には、誘わない申し合わせ^aも必要なのではないか。既に闘争から十二年。いつまでも若くはない。消化機能は着実に減退しているのだ。

統計によると、我が国の飲酒人口は六千万人。問題飲酒者（大酒のみ）は二二〇万人。そのうち、アルコール依存症五〇万人。アルコールによる肝硬変、肝癌、脳出血、そして自殺などの死亡者は、年間一万人とも言われている。

闘争の性格上、どうしても不規則な生活を強いられることが多くなるが、闘争途上で死んでしまっけては悔やんでも悔やみ切れない結果となる。主敵^aを倒す前に、酒敵^aに倒されたのでは、元も子もない。

「ケガや病気をせずに、生きて闘争に勝ち抜こうではないか」と中央夏季合宿で連絡会議長もままとめていたが、仲間の死を目の当たりにすると、つくづくこの言葉が胸を射す。不飲酒戒^a。酒はほどほどに。

（国労名寄闘争団副団長 佐久間 誠）

「改革法承認」は継続討議

—「路線転換」との発言続出の国労大会—

日本の政治・経済・社会はいま大きな曲がり角にあります。グローバルゼーション（資本の世界化、国際化）という大波に飲み込まれ、権力者たちが右往左往しているからです。停滞、沈滞がいわれる労働運動の分野も同様です。ムキダシの資本主義が働く者一人ひとりに、「人間らしい生活とは」、「労働組合とは」、「さらに「いまの社会とは何なのか」を考えることを突きつけているからです。

日本においてまだ「新しい波」は見えていません。しかし、新しい波をつくる力は国労に象徴される階級的労働運動、新社会党・社民党・民主党・無党派に分裂させられてしまいました。旧社会党・総評ブロックの伝統を引き継ぐ理念と理想です。だつてそうでしょう。職場では搾取と抑圧、社会では秩序と管理、政治では日本国憲法体制の、見直し^aが強められ、現代世界が階級対立の社会に他ならぬことを日々明らかにしているからです。

国労大会前夜

国労は、日本労働運動のみならず、今ではグローバルゼーションに飲み込まれ、すっかりフニャフニャにされてしまった文化人、ジャーナリズムの世界にあって、「総評・社会党ブロック」なきあと、これからの社会を考え、実践する人びとの「団結の砦」の役割を果たしています。その国労は八月二一日から二日間、定期大会を東京で開催しました。

国労大会方針案ができたと聞いて、すぐ目を通しました。その印象は、企業内にこもり始めたなということでした。それはスローガンから「国家的不当労働行為」との言葉が消え、「労使紛争の全面解決」とされていたこと、さらには方針案全体に国鉄「分割・民営化」の矛盾が、全国的規模に拡大しているにもかかわらず、「国労のように闘いたい」と中央指導部の企業べったり主義への移行を、国鉄闘争と連帯することによって「局面打開」に夢を託している連合傘下労働者への呼びかけが感ぜられなかったことです。

大会前、国労大会は「大きな変化」なしに、「従来の方針」が継承されるといわれました。急変したのが大会前日「八・二〇市民集会—JRに人権を！ストッププリストラ・首切り社会を！一〇四七人の職場復帰を求めろ！」に参加した時です。参集されている国労組合員の眼は下を向き、落ちつきもありません。「何かあったの」と。この文書見ましたかと見せてくれたのが資料②の「方針（案）の補強」（本誌一〇頁）です。そこには、「国鉄改革法を認めることを明らかにする」等の信じられない文々がありました。「なに、これ！」と私、「今日の会議の結論で、明日の大会で提案される」と。

「こんなこと許されるの」と頭に血が上りました。従来方針の全面否定、修正です。しかも、突然の会場提案とは。「八・二〇集会」は、「今、闘いの開始のとき」と司会があいさつ。主催者代表あいさつで鎌田慧さんは「この集会を契機にどう抵抗を大きくしていくか」が課題と述べ、歌で連帯した橋本のおよさんは、「心の中に花を」、「夜明け前の歌」、「ノーマア・サイレンス」と呼びかけました。帰宅する足がなんと重かったかはご想像いただけるはずです。

商業ジャーナリズムの本質

大会当日、会場はいっぱいです。大会議長は「判決後の闘争方針を決める重要な大会、真摯（しんし）な議論を」と呼びかけられました。高橋委員長は「早期解決は緊急の課題」としながら、「控訴審で不当な地裁判決を覆（くつ）がえ」するために全力を傾注、「十一年の思いや怒りを忘れることなく、改めて闘いぬく」、「国鉄闘争が拡がる条件はたくさんある」、「政府・JRは全面解決交渉に無条件に応じよ」とあいさつ（資料1、七頁）、万雷の拍手が会場に鳴りひびきました。

すでに述べた「方針（案）の補強」が会場に配布されたのは午後。「なんだコレは！」と会場にざわめきが始まったのは当然のことです。多くの代議員、傍聴者、来ひん、取材人には寝耳に水の出来事です。

商業ジャーナリズムに労働組合大会の報告ができることはほとんどありません。八月二十一日には大きな出来事が二つありました。しかし、二十一日の夕刊で「朝日」、「読売」、「東京」、「毎日」が「国労、分割民営化を承認へ」と報じ、資本の論理に忠実な日経は翌二十二日朝刊で「国鉄分割・民営化の根拠「改革法」、国労認める方針」と大きく報じました。しかし、大会終了後「承認先送り」と報じたのは朝日、毎日、東京で、読売、日経産経は報じておりません。「大会で通ればニュース価値あり、通らなければなし」との価値観にもとづくものです。こうしたところに、各商業ジャーナリズムの編集方針があることを示す興味深い事実です。

反対意見が議場を圧倒

論議は「方針（案）の補強」（以下「補強」と略）に集中しました。大会では二十一日、二十二日で三十七人が発言しました。数人を除きすべての発言者が「補強」にふれました。国労の未来がかかっているのですからあたりまえのことです。突然の「方針・路線転換」ともいえる提起に涙しながら発言する代議員に、一傍聴者にすぎぬ私も思わずまぶたが熱くなるシーンがいくたびかありました。国労大会ならではの体験です。

「補強」に全面賛成したのはわずか三〜四人。初日、「補強は」路線転換、屈服路線、組合民主主義違反、「委員長あいさつと補強は矛盾。委員長あいさつこそ国労の進路」、したがって、「白紙撤回」を求める意見が相次ぎました。なかには九州、近畿のように、「補強」全面賛成の意見もありました。しかし、本部「中間答弁」は「方針論議でさらに討議を」というものです。

二回目、会場は組合員の熱気であふれ返っていました。修正案が提出されるのかなと駆けつけたのですが、「修正案はなし」。初日には「補強賛成」と発言された代議員所属のエリア、地本（国労の場合、旅客鉄道会社六社でエリア本部、その下に地本が設置、その他企業群は協議会に組織）も、「補強」に全面賛成はほとんど皆無。反対意見に圧倒されたからでしょうか、組織混乱回避をめざす発言が目立ちました。「補強」に自信ある人はだれもいなかったのです。

結果、最終集約では「補強」について、「大会方針とは切り離し、別に集約」との前提で、①「解決局面から解決へ」と今大会で提起したことを確認し、組合民主主義をはじめ

としたさまざまな不安を受けとめ討論を継続する、②全面解決を図るときには、臨時大会を含む機関会議などを開催し、当該の組合員をはじめ、全組合員の意見をふまえ集約する」となりました。「補強」はこうして継続討議とされました。

国労はやっばりしたいした組合です。こんな「非常事態」でも、涙する者、怒り追及しながら本部に反省を求める者、余裕をみせながら「本部は四面楚歌でたいへん、われわれがもっと強くならなければ」と自らを戒（いましめ）る者と、今日の事態に緊迫感をもちながら、将来を見すえ頑張っています。これが国労の強さなのでしょう。

今大会理解のために

今回の国労大会を正確に理解するためには、焦点となった「補強（案）」の五項目について経過を中心とした知識が必要です。これからの国鉄闘争のゆくえ、全面解決の内容を知るために、九四年十二月以来の動きを整理します。

I 国鉄闘争の推移

一、「二〇二億」問題和解（一九九四・一一二）

- ①国鉄が「分割・民営化」されたことを認める
- ②健全かつ正常な労使関係の構築に努力する

二、国労「紛争の全面解決と労使正常化のための申し入れ」（一九九六・八）

- ①国労は、「改革法」に基づいて推移している現状を承認するとともに、基幹鉄道としてのJ R各社の発展に寄与する
- ②国労は、健全かつ正常な労使関係の構築をはかる
- ③不採用および配属事件等、全事件について、和解の方向が明確になれば、直ちに申し立て等の取り下げを行なう

三、「裁判所」の意見（一九九七・五）

- ①早期に抜本的な解決をはかるべき時期
- ②第一次当事者は、被告中労委の解釈に従えば、原告J R各社ということになるが、法理上そのような解釈が取り得ないとすれば
- ③従って旧国鉄、即ち、これを継承した国鉄清算事業団ということになる
- ④当事者（J R・中労委）双方および補助参加人国労ならびに国鉄清算事業団に和解の席に着かせるよう要望

四、「裁判所」和解案をJ Rに通知（一九九七・一一二）

- ①一〇四七名の内、雇用の場を確保する必要があるものについて、J R各社で採用する
- ②それ以外の者については、事業団・政府の責任で金銭的補償をする
- ③労使正常化にむけた交渉をする

五、「裁判所」和解断念、判決へ（一九九八・一一二）

- ①和解による解決は当面困難
- ②判決言い渡しの日は五月下旬から六月上旬
- ③判決言い渡し前後を問わず、また、その結論如何にかかわらず、早期かつ抜本的な解決に尽力されるよう要望
- 六、清算事業団債務等に関する法律案（与党政策座長合意）（一九九八・一一二）
 - ①不採用問題 判決を得ることが問題解決の大きな契機になる
- 七、「裁判所」、判決は五月二八日と通知（一九九八・四）
- 八、橋本首相国会答弁（一九九八・四）
 - ①判決を得ることが問題解決の大きな契機になる

II 判決後の動き

一、運輸大臣「四条件」（一九九八・五・二九）

- ①改革法二三条を大会で認めること

- ② 他労組との関係を正常化
 - ③ J Rを相手に控訴しない
 - ④ 控訴の相手を国鉄清算事業団にする
- 二、自民党「三条件」(一九九八・六・二)
- ① 「分割・民営化」容認を機関決定する
 - ② 他労組(J R連合、J R総連)の理解を得るよう努力する
 - ③ 不採用をめぐる行政訴訟で控訴しない

Ⅲ 国労「補強(案)」を提案(一九九八・八・二二)

まず判決のゆくえについてです。「裁判所の意見」をごらんいただきたい。四項目ありますが、第二項目で、「裁判所は法理上、中労委のような解釈はとりえない」と述べ、第三項目で不当労働行為の当事者は、「旧国鉄、すなわち、これを継承した国鉄清算事業団」としておりました。この流れで九七年一二月に裁判所が「和解案」をJ Rに通知し、九八年二月に「判決」を決断していたことです。

九八年二月を境に政治の動きも表面化しました。まず「与党自民党・さきがけ・社民政策座長会議」は、国鉄「分・民」の処理をめぐる事案を中心に申し合わせがおこなわれていますが、不採用問題で「判決を得ることが問題解決の大きな契機」といい、ついで四月、橋本首相は国会答弁でまったく同じ内容の答弁をしております。

もう一つ、「二〇二億問題」和解、そして「紛争の全面解決と労使正常化のための申し入れ」にある国労の「見解^a」です。どういうかたちであれ、「和解^a問題が出てきたとき、この国労「見解^a」が大きな論点になることが想定されたことです。判決後の運輸大臣、自民党の動き、今回の「五項目」がそうです。

J R労働戦線

J R労働戦線の動向にも無関心ではられません。J R内には今、三つの主要労働組合があります。国労二万六千、J R連合六万四千、J R総連六万八千です。J R総連は暴力集団といわれる組織が支配する労働組合で、箱根以西では東海七百萬、西三百万、九州一千強と影響力は小さなものになっていますが、東五万八千強、北海道五千五百とこの二つの企業で全組織組合員のじつに九三%強を占めています。J R東の組合員有資格者は八万二千人強ですが、三つの組合の組合員数は国労一万七千強、J R連合五千五百弱に比し、J R総連が五万八千強であることに有弁にあらわれています。

J R連合は東海一萬強、西三万二千、四国三千万、九州一萬強ですが、先に述べたように東ではわずか五千五百弱。東会社における数の力がJ R労働戦線の力関係にあらわれており、J R連合にとつての最大の課題は東でどれだけふやせるかにあります。なぜなら民間企業ではリーディング・カンパニーが圧倒的な力をもつからです。ちなみに東の売り上げは一・九兆円、東海一・一兆円、西一兆円です。

うがった見方かもしれませんが、J R会社、運輸省、政府は「分割・民営化」後十二年も国労が大きな力を維持しつづけることなどは考えてもいなかったはずで、階級的労働運動を根絶できるのならばと暴力集団とゆ着してきたと考えられます。しかし、国労は力強く存続、その結果、暴力集団とのゆ着がいよいよ限界点に達しはじめたのが昨今の事情

で、今回の「補強」は、こうしたことも背景にあると考えられることです。

三つの課題

国労に支援・連帯・共闘を表明する私たちの責務も重大です。労働運動全体が力をなくしている時に、「国労だけに「がんばれ」、「希望の星は国労だけ」とはいつておれないからです。それは、国労最大の応援団、というより国労そのものである支援共闘、連帯する会が、五月二十八日判決は、「われわれ自身の不十分さ」にも責任と、痛烈な自己批判をされていることにも示されています。すでに支援共闘、連帯する会、闘争団は七月、①闘争団としての自立と闘いへの結集、②J.R内の労使関係を変える、③生活体制の再強化をはかることなど中心に、さらに①国鉄闘争への一億円カンパ、②激励交流団の派遣、③連帯する会の拡大、④ILOへの要請団派遣、⑤学習会、シンポジウム、集会の積み上げを確認し、実践に移しています。大会前夜の「八・二〇市民集会」、そして大会時に連帯する会の記者会見で発表された学者一三〇人が連名した「アピール」(資料3、十一頁)はその第一歩です。十月二十五日は恒例の「秋の団結まつり」(亀戸中央公園)がおこなわれます。この集いに、従来に倍する人が集まるのが、国鉄闘争再構築への第一関門です。国鉄闘争勝利は当事者の国労ばかりでなく、すべての労働者、勤労国民に死活の重要性をもっています。大会終了後、国労やその他の仲間たちに、今なにが必要なのだろうと聞いて回りました。重要なことは三つあるように思われます。

第一は、国鉄闘争勝利への展望をさし示すことです。

第二は、その展望を戦略に国労本隊、闘争団・家族、支援・連帯する仲間と一致団結することです。とりわけ重要なのは、今度の大会にあらわれた機関役員(本部、エリア、地本)と職場・闘争団との「かいら」を克服することです。

第三は、組合民社主義とは何か、「分割・民営化」攻撃いこう二十年にちかい経験の中で、数千万労働者に教宣していただくことです。(労働運動研究班)

◇資料1 国労委員長あいさつ(国労大会)

全面解決交渉に無条件で応じよ

今大会は、五・二八判決後のきわめて重要な大会となります。ポイントを絞っていくつかの課題について見解を申し上げ討論を要請したいと思います。

「不当判決」 第一は、五・二八東京地裁判決についてであります。「不当判決」というしがあります。被告中労委及び国労は、すでに東京高裁に控訴の手続きをとりましたが、この不当判決に対して、各方面からたくさんのお叱りをいただきました。このような判決の結果、労働委員会制度の危機という問題が共通して指摘されております。このような判決これまでの労働者の権利救済機関として活用されてきた労働者の闘いに大きな障害をもたらすことになりかねません。私たちの力不足により、これまで労働委員会の機能強化と労使紛争解決のための行政機関としてその権限を高めるために、ご努力いただいたきた関係各位をはじめ、ご迷惑をおかけする結果となったことをお詫びしておきたいと思っております。

これからの控訴審において、不当な地裁判決を覆すために、全力を傾注することをお約束したいと思います。

さて、私たちがこの間の闘いに勝利するためには、控訴審における法廷内外の闘いとあわせ、それにも増して重要なのは、勝訴判決をかちとるための職場・地域からの反撃であります。勝つためには、地裁判決をどう受けとめ、どう総括するかが問われていると思います。

六年前の五月二八日、中労委が最終解決案として「一カ月の雇用」を提示したとき、打ちのめされた闘争団は、本格的な組織的自活体制づくりを決意したわけです。それに呼応してJ R職場の組合員、共闘の皆さんが闘争団の激励と支援を改めて本格化したのです。

これまでも、九三年十二月二四日の中労委命令など、いくつかの節目で困難を乗り越えてきましたが、今回の判決は前段で十一部の和解勧告、十九部の求釈明があり、勝利の期待が大きかっただけに、闘争団、家族、組合員の衝撃は計り知れないものがありました。その後、六月に闘争団の全国合宿、中央共闘の全国交流会がもたれ、私も参加し、率直な議論を聞かせていただきました。

闘争団は、J R不採用、清算事業団からの二度目の解雇に屈することなく、「解雇撤回・J R復帰」を求めて、家族ともども苦しい生活を余儀なくされ、筆舌に尽くせない辛さに耐え忍び、闘い半ばに亡くなった十二名の仲間の無念の思いを家族と共に晴らすため、多くの支援の皆さんに支えられながら、「闘いと生活」の両立をさせ、頑張ってきました。判決の結果を聞いたとき、「頭のなかが真っ白になった」「今までの十一年は何であったのか」「悔しさと怒りが湧いた」などそれぞれの思いは複雑で言い表せない状況でした。

「まだまだ長くなるのか」「解決するのか」「より不安が増すなか、今日まで自らの闘いを振り返り、家族や子供、親、兄弟まで悩み苦しまされた十一年の思いや怒りを決して忘れることなく、改めて闘い抜くことを全体で確認しあったところです。

判決に対する批判は、法理論上からも、事実経過からも鋭く批判しなければなりません。私たちの闘いが国家的不当労働行為と闘うための態勢や運動として職場や地域から本格的に積み上げられてきたのか、率直な総括をしなければならぬのも事実です。

過日、長野へ出向きましたが、共闘の皆さんの熱心な議論に胸を打たれました。職場・地方には、先進的で教訓化すべき闘いがたくさんあります。前大分県平和運動センター議長長の橋本忠雄さん、福岡県評OB会会長の小柳勇さん、事務局長の花園憲一さんからも激励の手紙をいただきました。私たちの闘いへの熱い思いが綴られております。

なかでも、橋本さんはその手紙の中で、「ささやかながら、今日まで闘いを支援してきた私たちは、闘いの輪を拡大し得てなかったことの大きな反省とともに、この判決以降は、もう国労の闘いではなく、自分を含めた全労働者の闘いになったのだという認識をもって、再出発の決意をしなければならぬと思います。その意味で、この判決は危惧された最悪の結果を出したと同時に、問題を限定された国労から、労働者全体の将来を含めた問題に同調させる貴重な要素をも提起しているといえます。厳しく苦しい闘いですが、展望は闘いのなかから開かれることを信じて共に頑張りましょう」と語っておられました。

私たちは、中央・地方の共闘組織の意志統一、共同行動、連帯する会会員拡大、国労生活事業センターの物販、地方議会決議、百万人署名、集会と一つひとつの課題が、J R職

場の国労組織の拡大運動と結合し、どのように実践されてきたのか、避けずに真正面から総括し、労働法制改悪反対闘争や労働委員会制度を守ろうとする広範な人々と手を結び、闘いの質的前進と新たな闘いの創造が求められていると思います。

ナショナルセンターの連合は労基法改悪反対闘争で結成後はじめてデモを組織するなど大衆行動を強め、また、反リストラ、反失業の闘いを積極的に取り組み、共に闘う条件が作られています。そして私たちの闘いについて、中央でも連合加盟単産から協力を頂き、地方では支援の中心を担っていただいているところも数多くあります。

労働者の共通する当面の課題は、労働法制の改悪です。国鉄闘争が拡がる条件はたくさんあります。連帯する会の拡大、物販、一億円カンパ運動など大胆に訴えていこうではありませんか。

早期解決は緊急の課題 第二は、闘争の全面解決の道筋についてであります。

国労はすでに繰り返し意志統一してきたように、裁判は高裁で勝利をめざし、闘いを進めると同時に、紛争の全面解決のために「政労使」の話し合いによる解決交渉テーブルづくりを求めています。国鉄闘争とりわけ採用差別事件は、国鉄の分割・民営化という国策の過程において引き起こされ、中曽根元総理の発言によって明らかのように、総評解体を目標として国の意志で国労つぶしが行なわれたという事実であります。

従って、政治の責任は重大で政治を抜きに解決は不可能なだけに、政治の責任で解決することを求めなければなりません。

闘争団・家族の心情を思うとき、早期解決は緊急の課題であります。このまま長期化しますと闘争団は高齢化し、この先勝利したとしても実質救済を受けられないという事態もあり得ることです。私たちは、政府・JRの関係者に対して、改めて紛争の全面解決交渉に無条件で応じるよう呼びかける次第です。

新聞でも報道されているように、話し合いに応じる条件として、国鉄改革の承認という問題が非公式に提起されています。すでに、この問題は九四年十二月、二百二億事件の和解解決の際、更には一昨年八月、JR各社に申し入れたように国労は国鉄が分割・民営化され、JRになったという事実認識に立っています。

そのうえで、国労として分割・民営化の過程で起こった問題の解決と、他労組も指摘しているように、その後起こっている累積債務、三島会社の経営など、いくつかの矛盾や課題について積極的に提言してきました。

また、一部他労組から、国労の名称変更、単一体の解体、連合体への移行など進言されていますが、国労の組織のあり方は紛争の解決と直接関わりはありません。これまで折衝してきた政府・政党関係者からさえ、指摘されたこともありません。

国労の組織名称は、先人たちの団結と闘い、血と汗と涙、そして幾多の歓喜がしみ込んだもので歴史を無視して簡単に言及できるものではありません。ましてや組織外部から言われて議論する問題はありません。私たち自身が決すべき問題なのです。

デマ宣伝を排す また、「国労は希望調査に『分割・民営化反対と書け』あるいは『白紙で委任しろ』と指導した」とか、「不採用になった人たちが清算事業団にいる間、一人平均三四件の就職斡旋がされた」など事実ではないことを、平然と言い出す人が現れています。これらは国労解体などと称して、孤立するJR東労組革マル派から繰り返し行なっ

きたデマ宣伝であり、国労つぶしを目的に国鉄分割・民営化を進めた一部御用学者の主張です。

これらの行為は、事実から背をむけ、国労の全面解決の闘いを妨害するためのものではないと断言。また、「ゴネ得を許すな」という言い方もあります。国労こそ三百件に及ぶJR各社の不当労働行為のやり得に泣き寝入りするわけにはいかないし、不当労働行為のやり得や会社のゴネ得を許してはならないと思います。

国鉄闘争とは何か 分割・民営化の前段、横浜人材活用センター事件に代表されるように、国労に対する不当な差別、不当な弾圧を集中し、人間の尊厳をも否定する事態のなかで、百名以上に及ぶ自殺者を出すなど当時の国鉄当局の攻撃は常軌を逸した激しいものでした。

JR各社への採用差別も、七六二八名という不採用者のうち、そのほとんどが国労でした。JR発足後も、出向、配転、配属は言うに及ばず、昇進・昇給差別が日常化しております。国労の求める「全面解決」とは、こうした紛争の全てを解決し、法にもとづいた正常な労使関係にすることであり、そして安全輸送確立を基本に、公共交通、公共輸送機関としての社会的使命を果たすことでもあります。

私たちには、国鉄闘争を軸としながら、人権問題、平和問題、環境問題など諸課題について、労働運動の課題として闘うことが求められています。最後になりますが、これまで私たちの主張や要請に耳を傾けていただき、解決にむけてご尽力いただいた政府・政党の関係者の皆さんをはじめ、協力いただいた団体、関係者、全ての皆さんに、国労組合員を代表し、改めて率直な心情と決意を申し上げます。

◇資料2 方針(案)の補強(国労大会)

解 決 局 面 か ら 解 決 へ

私達は、この一〇年余の間、全力で闘いを進め、前述した解決に向けた情勢を築き上げてきた。この時期に、政府の責任による解決を求める運動を全力で展開する。

第一に、私達は、国鉄改革法により国鉄が分割・民営化され、推移しているという事実の上に立つてこの間運動を進めてきた。

二〇二億円損害賠償請求事件の和解時や、一昨年八月三〇日のJRへの申し入れ、昨年の第六二回定期全国大会等々の態度を堅持し、国鉄改革法を認めることを明らかにする。

国労は、「鉄道交通政策」を提言してきたが、清算事業団の長期債務処理や三島旅客会社及び貨物会社の経営改善等の未解決問題の解決に向け引き続き全力を上げる。

そのうえにたつて、健全かつ正常な労使関係を確立し、二一世紀の基幹鉄道として持続的に健全な発展に寄与する。

第二に、採用差別事件の解決とともに、JRに移行してからの不当労働行為係争事件については、中労委及び裁判所において、一部であるが和解による解決を進めてきた。JRに移行してからの係争事件の解決に当たっては、当該エリア本部とJR各社との間で交渉を重ね解決を目指すこととする。

第三に、組織のあり方について、国労組織の現状をふまえ、将来を見据え懸案問題の解

決のうえに、産業別労働組合の組織化を展望して名称等を含め論議していく課題とする。この課題については、全組合員の意見を聞きながら組織検討委員会等で検討する。

第四に、当面ＪＲ各社の労働条件の改善に向けＪＲ連合傘下の各単組に対して共同行動を働き掛ける。そして、正常な労使関係の確立を求め、ＪＲ東日本の異常な労使関係を変えるために全力を上げる。そのために、あらゆる共同行動を進めていくよう呼び掛ける。

第五に、組織内外の総団結・総決起の下に自民党をはじめとするすべての政党に対する要請を強め政府の決断を迫り、ＪＲ各社に対しても胸襟を開いて解決交渉テーブルに応募しよう働きかける。さらに世論を喚起し解決の気運を盛り上げ、一日も早い解決を求める決意を重ねてここに表明するものである。

資料3 国鉄闘争に連帯する会「アピール」（一九九八年八月二十一日）

学者一三〇人が国鉄闘争に連帯

五月二十八日、東京地裁民事十一部（萩尾保繁裁判長）と同十九部（高世三郎裁判長）は、一九八七年四月、国鉄が分割・民営化され、ＪＲ会社が発足するにあたって、国労組合員をＪＲ不採用とした採用差別事件の行政訴訟の判決で、いずれも中央労働委員会の救済命令取り消しを言い渡しました。

判決理由の中で民事十一部では、北海道・九州の地方労働委員会および中央労働委員会が認定した「国鉄とＪＲ会社は実質的に同一である」あるいは、「国鉄はＪＲ設立委員の補助機関の役割を果たした」という判断を全面的に否定しました。そして「ＪＲ会社には使用者としての不当労働行為責任はない。不当労働行為があつたとしても、その責任は採用候補者名簿を作成した国鉄にあり、これを承継した国鉄清算事業団が負うべきである」としました。

また、本州関係の採用差別事件を審理した同十九部では「国鉄改革法二十三条のもとでも、国鉄の採用候補者名簿の作成過程で不当労働行為があり、これを設立委員が是正を怠り黙認した場合は、ＪＲが不当労働行為の責任を負う」としました。しかし「差別されたものを『採用したものととして扱え』という命令は労働委員会の命令の限度を超えている」として救済命令を取り消しました。

これらの判決は事実誤認であり、労使関係の実態に基づく命令を取り消し、不当労働行為救済機関としての労働委員会制度を根底から揺るがすものであり、今後の労使関係、労使紛争の解決に大きな悪影響を及ぼしかねないと憂慮されます。国鉄の事業を承継したのＪＲ会社であることは、誰の目からみても疑う余地はありません。

私たちは、この東京地裁判決に抗議の意思を表明するとともに、控訴審において公正な審理によりＪＲ会社の使用者責任が明らかにされるよう求めます。

また、この労使紛争は十二年目をむかえ、職を奪われた旧国鉄職員の高齢化もあり、このまま審理が長期化すると、最終的にＪＲの不当労働行為責任が確定したとしても、事実上救済を受けられない事態も想定されます。

そもそも、この組合所属による差別・不当労働行為は、国の政策として行なった国鉄の分割・民営化によって引き起こされたものであり、政府の責任は重大です。事態の全面的

な収拾と労使関係の正常化に向けてJR会社はもとより、政府をはじめ国鉄清算事業団を含む関係各位が人権尊重の理念の下に決断し、迅速に措置することを求めます。

政府・JR会社は俺たちを職場に戻せ

—北海道闘争団連絡会議の訴え—

第六三回定期大会の構成員及び代議員の皆さん。大会参加の組合員・家族の皆さん
今大会の任務は、国労自身が十余年に及ぶ国労潰し（労使共同宣言）を撥ね除けてJR採用差別事件を始めJR不当労働行為事件の全面勝利解決に向けて、本気になって職場、地域での闘いを全国統一闘争として高め、政治の責任での解決を求める決意を固めることである。

この十余年の国労攻撃の過程で、一九八七年二月十六日に何の理由も示される事なくJR不採用となり、国鉄清算事業団雇用対策支所に入れられ、再就職業務とは名ばかりの自学自習の三年間を強制されたのちに、『再就職意志なし』のレッテルを貼られ、この国鉄清算事業団からも一九九〇年四月に解雇された。

忘れられない「悔しさ・悲しさ・怒り」を持って闘い続けて来た十一年

思い起こせば十一年前、JR不採用を言い渡されたとき「どうしてオレが、なぜ夫が」と悔しさと怒りで絶望的な気持ちで「どうかして三年間で再就職するしかない」と、暗くつらい日々を送っていた。しかし、雇用対策支所での三年間は収容所のごとく、一切の労働を奪い、労働意欲すら奪われ肉体的にも精神的にも苦痛を強いられ続けた。再就職斡旋も主に新聞の切り抜きやアルバイトニュース等の紹介であり、低賃金だった国鉄特代の生活水準をも大きく下回る内容のものだけに、結局は自らが親や身内、知人や友人の紹介をあてにして個人解決の道を選ばざるを得ない状況であった。さらに、再就職しても再失業者となり、職を転々とせざるを得なかった仲間。将来展望もなく不幸にも、自らの尊い生命を絶った仲間。『十年一昔』と言うが、私たち闘争団は決して忘れることは出来ないし、今もなお悩み苦しみを持って闘い続けている。

国鉄改革法審議中に、当時の中曽根首相や橋本運輸大臣は「所属組合による差別があつてはならない」と強調し、「一人の職員も路頭に迷わせない」と繰り返し約束した。さらに、北海道地方労働委員会は「一七〇四名をJR発足時にさかのぼって社員として扱え」と国労完全勝利の救済命令を出した。

国会決議も、政府答弁も、労働委員会命令も反古にされ、非情にも二度目の解雇が強行され腹の底から怒りが込み上げ、「何としても地元JRに戻ってやる」という強い思いで闘いに立ち上がった。

国労闘争団結成当時、首きり〓無収入という初めての経験での闘いは想像以上に厳しく、団員ばかりでなく家族、親、身内の動揺といった実態とぶつかっての組織作りであった。組合員と家族は、その都度繰り返し「解雇された狙いと闘いの目標」をはっきりさせ、そして『何のための闘争団か』が問われた。

初めての冬を「どのように越すか」という生活不安から危機的状態の時、全国の多くの

仲間の「闘争団がんばれ、負けるな」の励ましを支えに勇気づけられ『一冬越した』成果を確認し、『自らの生活と闘いは自ら作る』という強い決意で全国闘争を展開してきた。

闘争団は家族、子ども達も含めて

体を張って政府・東京地裁に大衆闘争で訴えてきた

昨年五月二八日、東京地裁民事十一部での事実上の『和解勧告』以降、解決に向けて政治が動き出し、判決を突破口に本格的に攻防が始まるという認識で運動を強めてきた。

例えば、北海道議会を始め道内二二三議会の過半数を越す一一九議会での採択も勝ち取り、さらに東京地裁への二度にわたる『百万人署名』活動も、短期間で多くの住民の理解と励ましを受けて、昨年十九万筆、今年十六万筆を集約し道民の声を提出してきた。また、政府及び東京地裁に対して団員はもとより家族、そして子ども達も何度となく闘争団の思いを訴え、解決を要請してきた。

このように、まさに体を張って運動を展開し「公正な判決」を確信していただけに、今年五月二八日の判決は東京地裁に裏切られたとの思いが強くあり、怒りと悔しさで落ち込み運動への展望を見失いがちになった。しかし、家族や子ども達、そして親や身内までも悩み苦しめられた十一年間の思いは忘れることは出来ないし、この不当判決を認めることは十余年の闘いのすべてを捨てることになるだけに、さまざま策動に動じる事なく、期待や幻想を持つ事なく主体的力量を強め『地元J.R復帰』を求めて闘い続ける体制を固めている。

全面解決勝利を勝ち取るまで奮闘

私たち闘争団の要求は『政府・J.Rが不当労働行為の責任を認め、解雇者全員の地元J.R復帰を確約する』事である。『J.Rに戻せ』とは、単に雇用の場の確保ではなく、国労敵視の労務政策を変更させ、労働者が安心して働き続ける条件を確立することである。この要求は国労の要求であり、行革攻撃が強まる厳しい職場状況の中で支援連帯を強めてくれている多くの仲間の要求でもあると確信している。

今年五月二八日の判決以降、国家権力の解決へ向けての考え方も言えるような運輸省や自民党の条件が示され、国労への揺さぶり策動が強められている。国労の方針や態度と違う形の内容が情報で飛び交い、組織に対する不信や運動に対する不安など組織混乱が生じかねない状況もあるが、国労第一六六回拡大中央委員会で『解決に向けた国労の考え方』を確認しているとおり『政府の責任での解決』を求めて、あらゆる大衆闘争を展開して行く決意でいる。

今定期大会において、国労第一六四回拡大中央委員会で決定している『国労全面解決要求』の実現に向けて、組合員と家族に自信と確信を与える闘争方針を確立することである。私たち闘争団は、国労運動に自信と確信を持ち、国労中央本部を信頼して、どんなに辛く苦しくとも全面勝利解決を自らの手に勝ち取るまで共に奮闘して行くものである。

国労闘争団北海道連絡会議（釧路・帯広・美幌・北見・紋別・旭川・名寄・音威子府・

稚内・留萌・深川・札幌・函館）

建国五〇周年の共和国

—朝鮮民主主義人民共和国の旅(中)—

この九月九日は朝鮮民主主義人民共和国の建国五〇周年である。私たちの滞在した八月上旬は、あらゆる組織が五〇周年の記念行事のためのマスゲームや行進、そして大集会場の人文字などのためにその準備に追われていた。日曜日は朝から、普通の日は学校の放課後や勤めの後に各種の「予行演習」を行っていた。これは五〇周年記念行事がかつてない規模で展開されることを意味していると感じた。そして九月五日に開かれる今年改選後初の「最高人民会議」において金正日総書記を「国家主席に推載」することを予定していることにも連動しているのであろう。

北緯三八度線 共和国の今日を理解するために五〇年前の民族統一と独立のたたかひの歴史を振り返って見ることにする。周知のように一九四五年八月十五日、日本帝国主義の敗退によって植民地から朝鮮は解放されたが、北緯三八度線を境として米ソ両軍によって一時占領された。ソ連軍はいわゆる「解放軍」の立場から司令官・チツチャコフ大将の第一次のように布告している。「朝鮮は自由の国となった。しかしこれは、新しい朝鮮の第一歩にすぎない。美しい果樹園が人間の勤労と丹精とのたまものであるように、朝鮮人民の幸福も朝鮮人民自らの英雄的たたかひと不断の努力とによってのみ達成することができるであろう。幸福は諸君の手中にあるのだ。諸君の前には自由と解放とがあたえられた。」一方アメリカ軍の司令官・ホッジ中將は、「三八度線以南の行政権は余の管轄下にある。住民は余の署名のもとに発せられるすべての命令に絶対服従しなければならない。占領軍に反抗し、もしくは命令を破り治安を乱すものは容赦なく厳罰に処するであろう。」と。

南朝鮮におけるアメリカ軍政は当初から朝鮮人民の反抗を予想している。南朝鮮では、九月に一四五の府・郡から選出された人民委員による人民委員会が結成され、「朝鮮人民共和国」が宣言された。しかしアメリカ軍政は、九月九日に布告によって「人民委員会」と「朝鮮人民共和国」を否認し、旧日本植民地時代の旧総督府官吏・軍人・警官をはじめとする「現存の政治機構」を通じて支配することを明らかにした。そして十月には、アメリカ政府のカイライ(傀儡)となって大韓民国を樹立する李承晩がアメリカ亡命から帰国している。植民地時代に「大日本帝国」に協力した、旧総督府官吏を先頭とする保守的分子による右翼的政党が多く生まれて「人民共和国」運動に対抗した。

当時の朝鮮統一問題のことを旗田巍(たかし)氏は著書『朝鮮史』のなかで次のように記述している。「朝鮮の統一は朝鮮人の民族的要望であった。国内に多くの党派が分裂していても、この要望に背くことは不可能であった。米ソ二国もこの要望を斥けることはできなかった。また平和は世界の声であり、そのためには朝鮮の統一が望まれた。さらに米・ソ二国の協同の原則はまだ破れてはいなかった。朝鮮統一の問題は一九四五年十二月モスクワ外相会議で取り上げられ、最高五カ年間の米・英・ソ・中四大国による信託統治が決議された。この協定にもとづいて、翌年三月から朝鮮臨時政府の樹立を協議するため米ソ共同委員会が開かれることになった。いまや朝鮮の統一と独立とが促進されるように思われた。」

「十月人民抗争」 しかしアメリカ政府は、自らも参加したこれらの決定や約束を実行し

ようとせず、南朝鮮の右翼勢力を通じて米・英・ソ・中四大国協定に反対運動を展開した。米ソ共同委員会は開かれはしたが、朝鮮臨時政府樹立のための協議に参加させる政党、団体などの問題で分裂した（一九四七年五月）。中国革命の進展（四七年七月中共中央は宣言発表で「民主連合政府」の樹立と「土地改革」の実施などを強くアピールしている）や三月に南朝鮮全土で二四時間ゼネストが行われるなどもあって米ソの対立関係が悪化してきている。

「国内的には、人民共和国と人民委員会とを否認されたいわゆる左翼派は四六年二月京城で民主主義民族戦線を結成し、同時に共產党は北部のそれにならって人民党、新民党との合同を実現して南朝鮮労働党となった。そしてこれまた、アメリカおよび保守・右翼派との対立抗争が激化しはじめ、それはアメリカ軍政の労働党にたいする弾圧と朝鮮人民報、現代日報、中央新聞等の閉鎖とに端を発した『十月人民抗争』によって爆発した。」（金達寿著「朝鮮」）。

この人民抗争は、九月釜山の鉄道労働者を先頭に全鉄道労働者四万のゼネストによって開始されている。この南北朝鮮の統一と民主化を求めたたかに三百万人が参加し、殺された者三百人、行方不明三千六百人、検挙されたもの一万五千人といわれ、人民の一大闘争であったことを示している。労働党は非合法化された。

「二つの朝鮮」 アメリカは国際連合を利用して、国連朝鮮委員会を設け、そのもとで五月総選挙をおこなって政府を樹立し、一時的な軍事的境界線に過ぎない三八度線を国境とする南北の分裂を画策した。これにソ連は反対したが、国内的には左翼系はもちろん、右翼から中間派を含めて（李承晩派を除き）こぞって反対した。それより前に民族派勢力は（五百四十五人の代表者）四八年四月、ピョンヤンに結集、南北会谈予備会議を開き、米軍を非難するとともに①南朝鮮単独選挙反対、②米ソ軍即時撤退、③統一政府樹立要求、を決めた。しかしアメリカはこの年八月、李承晩大統領の大韓民国を発足させた。李承晩は呂運亨（四五年九月の人民共和国副主席）、金九（中国・重慶にあった大韓臨時政府代表）などを暗殺した。同年六月、南北の統一をめざす政治的指導者が協議、北朝鮮側の提唱する「最高人民会議代議員の選挙が行われた時には、南鮮でも当局の弾圧をくぐって地下選挙が行われ、六七三万人が投票に参加し、南鮮から代議員を選出した。」（旗田「朝鮮史」）

「こうして北部二二二、南部三六〇、計五七二名の代議員によって朝鮮最高人民会議が構成され（議長許憲、常任委員長金科奉）、一九四八年九月、平壤を臨時首都とし、金日成を首相とする朝鮮民主主義人民共和国が樹立された。だが、一方にはまだ大韓民国というものがあり、事実上はここに『二つの朝鮮』が生まれたこととなってしまうのである」（金「朝鮮」）。

このときから五十周年である。この間朝鮮戦争をはじめとする何度かの激動が朝鮮半島におおいかかっている。そして今アメリカと日本は南鮮の韓国と共に朝鮮民主主義人民共和国を「仮想敵国」として軍事的経済的に封鎖し、朝鮮の「社会主義」国を崩壊させようとしている。共和国の食糧危機は深刻であることは事実である。これにつけ入っているいろいろの画策をアメリカを先頭とする現代帝国主義国がいろいろ策動を展開していることも事実である。しかしこの五十年間、戦争といろいろの抑圧とたたかってきた朝鮮人民には、

画策は通用していない。

九月五日の最高人民会議によって金正日総書記を共和国首席に選出し、国家の統一と団結を一層固め、困難を克服して「社会主義朝鮮」の道を前進しようとするであろうと私は見た。

(つづく・上野 建一)

◇ 読者からのおたより ◇

一歩一歩の前進へ 勝利の日までは敗けの連続。敗者はよく学ぶといえます。また一歩一歩前進ですね！

(栃木・T)

編集部より たまには勝ちたい。小さくていいから勝ちたい。
階級対立 五・二八は不当な判決ですが、職場から地域から闘うしかありません。時代が変わろうと、階級対立^aはあるものです。今は参議院戦の最中です。そして国労の組織内の代議員選挙もあります。仲間の声を大切にがんばります。

(国労・T)

長野で元氣もりました 先日、思いもかけず空港でお逢いできて本当にうれしく思いました。いつも私達が上京するたびお心にとめていただき感謝の気持ちでいっぱいです。この二日間の長野の旅で私達はたくさんの方々の皆さんの気持ちや勇気をいただき、元氣に帰って来る事ができました。

(紋別・松田順子)

編集部より 八月二日から国労大会。闘争団の仲間とお会いできること楽しみです。

ローザの本紹介して 先日の通信にローザ・ルクセンブルグが紹介されました。ローザの書籍についても紹介していただければ大変ありがたいと思います。日本では、あまり出版されていないように思いますが、どうでしょうか。社会通信の中で紹介されますようお願いいたします。(栃木・T)

編集部より ローザの本、あるようですね。一番手頃なのが「ローザの手紙」(岩波文庫)、「ローザ・ルクセンブルグの手紙」(青木文庫)ですが、在庫があるでしょうか。伊藤成彦先生にくわしく聞いて再度おたよりします。

楽しい時代をとらえよう 数日前に、ワープロが七年目でダメになり、同じ会社のものを買いましたが、機能が大きく前進し、操作にまごついていきます。本来の労働運動を求め、この数日、操作を勉強していますが、あまりやると、目が赤くなります！必ず、楽しい時代をとらえましょう！

(神奈川・K)

編集部より 技術の前進がすごい、ワープロですらKさんおっしゃる状況。職場の仲間が、くたびれる^aのは当たり前。でもそこでどまっていれば前進ありませんもの。楽しい^a時代つくる。同感です。どうやら楽しくなってきたそうです。

地道に運動つくる 参院戦で、国会議員を失いました。自分のこれまでの活動について総括し、労働の現場で地をほう、地道な運動をつくりたいと思います。住所が上記に変わりました、よろしく。

(鹿児島・Y子)

編集部より 本当に残念、あと一息だったのに。これからです。元氣だそうよ。
アルゼンチンについて教えて 現在、退院しています。明日は千葉医大へ行きます。ところで、アルゼンチンの軍事政権について書いた本はあるでしょうか。ありましたらお知らせ頂ければ幸いです。

(千葉・N)

編集部より ラテンアメリカの全体の状況についてはゲバラとソロスというテーマでかんとんにまとめてみました。いろいろな読み方がありますが「フィデル・カストロ」(文芸春秋社、ダット・ミコルク)がおもしろい。

やっぱり社会主義しかない 今度の参院選はあらためて私たちの目標、めざす道を考え実践することを教えてくれたように思います。長年の仲間が生活に疲れ、活動から離れていることや若い仲間の心を捉えられないといったこと。さらに新社会党では死票になる、共産党のエネルギーに託したいという友達の声。今の日本経済や社会、教育の現状を見ると、競争と利潤追求の資本主義ではダメなんだ、やっぱり社会主義でなくては。あらためて思われます。社会主義への論議はじめたい。

(教育労働者・T子)

編集部より 資本主義のヒズミがかつてなくあらわれはじめたばかりか、社会主義も漂流を開始。あらためて社会主義が論議される時代に入ったのでは。

お詫びと訂正

二頁の巻頭言行頭にある「百薬の長^a」は

「百薬の長」の間違いでした。

以下十六頁まで数カ所にわたり、同様の記号が入ってしまっておりませんが、

全て

1

^a ↓

”

 ” となります。

執筆者および読者のみなさんに深くお詫びして訂正致します。